

2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

ゆう・あいプラン2021

～亀岡市男女共同参画計画～

2021年(令和3年)3月

亀岡市

はじめに

令和へと時代は変わり、経済のグローバル化や科学技術の発展などにより社会は目まぐるしく変化しています。人権の分野でも世界規模で取組は進んでおり、誰一人取り残さない社会の実現に向けて制定された持続可能な開発目標（SDGs）でも、5番目の目標にジェンダー平等が掲げられるなど、ジェンダー平等は主要な事項となっています。一方で、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数を見ると、平成18年に初めて発表されてから今日に至るまで、我が国の順位は下がり続けています。

男女共同参画の施策が始まったときは、女性政策としての側面が強く、女性を中心となってその取組を進めてきました。しかし、現代は多様な性のあり方を受け入れ、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現や、家庭・地域・職場において性別を問わず活躍する場をもたらし、活力ある社会を築くために、男女共同参画は欠かせない視点であり、誰もが取り組むべきものであります。

亀岡市においても、平成9年に計画を策定して以来、様々な施策を実施し、男女共同参画の進捗を計る指標としている「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対応しない人の割合が増えるなど、各事業の成果が着実に見られます。このように、個人の意識の変化は見られますが、地域社会に目を向けると、自治会の役員や審議会の女性比率等はいまだに低く、地域や意思決定の場における取組を加速させていく必要があります。そこで、令和元年度に実施した「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」から浮かび上がった課題の解消に向けて、地域の実情に即した取組を推進するため、「ゆう・あいプラン 2021～亀岡市男女共同参画計画～」の策定を行いました。

この計画の基本理念は「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」としておりますが、全ての人が性別に関わりなく尊重され、個性を發揮できる男女共同参画社会を、今後10年間で確実に実現したいという強い思いを持ち、前の計画の基本理念を引き継ぎました。誰もが自分らしく生きられる社会の実現は、残念ながらまだ成し得ていません。行政・市民・地域・事業者それぞれが主体性を持ち取組を進めるとともに、連携・協力しながら、個性が輝き暮らしやすいまちを実現するため、皆さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

令和3年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画をめぐる動き	4
3 計画の位置づけ	7
4 市民意識調査の概要	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 基本的視点	11
4 計画の期間	12
5 計画の体系	14

第3章 基本目標と重点プラン

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり	18
重点プラン1 男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進	18
重点プラン2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	23
基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり	26
【女性活躍推進計画】	
重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	26
重点プラン4 就労の場における男女共同参画の推進	30
重点プラン5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を実現できる環境づくり	35
重点プラン6 ハラスメント防止に向けた取組の実施	39
基本目標3 あらゆる差別のない地域づくり	41
重点プラン7 男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進	41
重点プラン8 多様な立場の困難を抱えた人々への支援	44
重点プラン9 生涯にわたる健康の保持と促進	48
重点プラン10 LGBTQ+への理解促進と支援	51

基本目標4 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり	54
【DV対策基本計画】	
重点プラン11 暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり	54
重点プラン12 DV被害者への相談や支援の強化	58
基本目標5 市民と行政の協働による男女共同参画の推進	61
重点プラン13 男女共同参画の実効性の確保	61
重点プラン14 男女共同参画事業の周知	63

第4章 強化取組事項

強化取組1 男女共同参画意識づくりの推進	68
強化取組2 市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進	68
強化取組3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	69
強化取組4 多様な立場の人々への支援	69
強化取組5 相談体制の充実	69

参考資料

計画策定までの主要経過	72
計画の推進体制	73
亀岡市男女共同参画審議会委員名簿	74
男女共同参画を取り巻く社会の状況	75
亀岡市男女共同参画条例（平成14年 条例第29号）	78
男女共同参画社会基本法（平成11年 法律第78号）	82

第 一 章

計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

性別にとらわれず、誰もが自分の意志で参画できる社会に向けて

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」です。

このような社会の実現に向けて、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識※や性差に関する偏見・固定概念を植え付けないこと、誰もが有するアンコンシャス・バイアス※に気づき、それが差別や偏見につながるものであれば押しつけないこと、これらを自ら見直していくことが重要です。

女性活躍推進には、あらゆる場における意識変革とシステムづくりが必要

平成27年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ること」が目的とされています。女性が活躍するためには、「女性の昇進意欲」を言い訳にせず、能力に応じて昇進させるフェアなリーダーが増えること、女性の意思決定の場へ参画・登用を進めるシステムづくりが必要です。

多様な性を理解し、認め合う社会へ

LGBTQ+※の人は、民間の調査によると人口の約5~8%であると推定されています。「SOGIE※」と表現される性的指向と性自認や性表現は、人間本来がもつ多様性の一つであり、誰からも押し付けられるものではありません。しかし、性の多様性について社会的な理解が十分に深まっていないためさまざまな困難に直面しています。こうした課題を解消していくため、多様な性を理解し、お互いを認め合う社会の実現に向けて積極的な取組が必要です。

※性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」といった、性別によって役割を決めつける意識のこと。

※アンコンシャス・バイアス：人が無意識に持っている偏見や思い込み。経験則によって、気づかぬうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与えるもの。

※LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）：「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人）、「Q」はクエスチョニング（自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人）／クィア（性的指向や性自認が非典型の人全般）の頭文字、「+」はそれ以外の性のあり方を包括している。

※SOGIE（ソジー）：Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字をとった表現。

女性に対する暴力の根絶に向けて

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV^{*}防止法）」の施行により、本市においても、配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向けて様々な機会を通じ意識啓発や相談体制の充実に努めてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭内の暴力が顕在化し、精神的な暴力を含め、配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しています。また、若年層への性暴力被害も発生しており、こうした課題は、被害者支援だけではなく、「加害者にならない」という視点も含めた対策をしていく必要があります。

理念の実現に向けて成果が出せる計画へ

2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間を計画期間とする「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指した施策を進めてきました。

前計画の実績としては、各種講座や相談事業の充実、市民参画事業「ゆう・あいフォーラム」の充実、「イクボス宣言」等、一定の成果を上げました。

しかし、53の成果指標のうち、達成できたのは29となっており、課題解決を十分に行えたとは言えません。また、市内事業所に向けた取組や市民や市民団体に対しても連携や協力が不十分でした。本計画は、このような課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて施策の内容などを見直し、前計画の取組を継承・発展させつつ2030年度までの新たなプランとして「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」を策定します。

*DV:「ダメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など、親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的、性的、経済的、社会的な暴力もある。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国の動き

1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けて、施策の推進や法整備を図っています。

① 第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月制定）

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs^{*}で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001（平成13）年4月制定）

【DV防止法】

- ・配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが目的。
- ・2019（令和元）年6月に児童虐待防止法等の一部改正が成立し、その中で、DV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターと相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されることとなる。

③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015（平成27）年8月制定）

【女性活躍推進法】

- ・女性の活躍を促すために、国や地方公共団体・企業が行うべき事業主行動計画の策定の義務付け。
- ・地方公共団体には、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を求める。
- ・2019（令和元）年5月に一部改正され、行動計画策定義務の対象が中小企業にも拡大。女性活躍に関する情報公表が強化され、特例認定制度「プラチナえるぼし」が創設された。

④ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018（平成30）年5月制定）

- ・国会や地方議会において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す等を基本原則とし、国や地方公共団体の責務等を定める。

^{*}SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）：2015（平成27）年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成されている。

(2)府の動き

2004（平成16）年4月に「京都府男女共同参画推進条例」を制定し、男性も女性も、その持てる力を最大限に生かすことができる心豊かで活力ある京都府の実現に向けて男女共同参画の推進に努めています。

① KYOTOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－（2021（令和3）年3月策定）

- ・「あらゆる分野における女性の参画拡大」
 - 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大
 - 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進
 - 就労・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 男性の意識改革・働き方改革と男性の課題への対応
- ・「安心・安全な暮らしの実現」
 - 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
 - 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 生涯を通じた男女の健康支援
- ・「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」
 - 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実
 - 「子育て環境日本一」の実現に向けた環境整備
 - 災害等非常時における男女共同参画の推進

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

（2006（平成18）年3月策定）

- ・配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた取組を通して、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図る。
- ・その後の地域の実情や課題に応じた対策をするため改正が重ねられている。

③ 京都女性活躍応援計画（2016（平成28）年3月策定）

- ・働きたいという希望を持ちながらも働くことができない女性や職場でのステップアップを希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性がその思いを叶え、ひいては、男女が共に多様な生き方・働き方を実現することにより、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。

(3)市の動き

2002（平成14）年12月に、「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、性別にかかわりなく、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かれ合う男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んでいます。

2011（平成23）年3月には、「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、一人ひとりが性別に関わりなく尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、効果的な施策を推進してきました。

① 亀岡市イクボス宣言（2016（平成28）年11月宣言）

- ・「イクボス」とは、「ワーク・ライフ・バランス」のとれた働き方をすすめ、部下の育児や介護への積極的な参画を促すことで、「性別にとらわれず能力が発揮できる男女共同参画の職場づくり」と「地域ぐるみの子育て支援」に取り組む上司のこと。
- ・「イクボス・プロジェクト」とは、性別にとらわれず能力が発揮でき、男女がともに働きやすい男女共同参画の職場づくりを目指すため、亀岡市から市内企業・事業所に広く展開する取組。

② 亀岡市パートナーシップ宣誓制度（2021（令和3）年2月制定）

- ・性的指向や性自認といったジェンダー表現は、人間本来の多様性の一つであるが、社会的な理解が十分深まっていないため、依然、LGBTQ+の人たちが困難な状況におかれている。
- ・LGBTQ+の人たちがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて実施。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」（1999年（平成11年）制定）第14条第3項に基づいて策定しており、国の「第5次男女共同参画基本計画」、府の「ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－」の基本的考え方や男女共同参画に係る市民の意識と実態調査を踏まえ策定しています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画として位置づけています。

また、「第5次亀岡市総合計画」を上位計画とするとともに、関連諸計画との整合性を図ります。

4 市民意識調査の概要

本計画の策定にあたっては、2019（令和元）年10月に実施した「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」の結果を反映しています。対象者や回収率等は以下のとおりです。

調査対象者	市内在住の満20歳以上の市民
対象者数	1,000人
調査方法	郵送による配布・回収（インターネット回収を含む）
調査期間	2019（令和元）年10月1日から10月24日
回収数・回収率	343通（有効回収率34.3%）
調査項目	(1)回答者の属性 (2)男女平等意識について (3)家庭生活・子育てについて (4)仕事について (5)配偶者・恋人等からの暴力について (6)社会活動への参加について (7)災害について (8)男女共同参画に関する施策について (9)男女共同参画の推進について

第 2 章

計画の基本的な考え方

I 基本理念

男女共同参画社会とは、一人ひとりが、性別にとらわれず互いを認め、協力しながら喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

難しく考えられがちですが、『女性だから、男性だから、という理由だけでしたいことができなかつたり、特定の仕事や役割が偏っていたりする社会ではなく、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、互いに支えあいながら、自分らしく力を発揮できる社会』だと考えれば、男女共同参画社会がより身近に感じられるのではないでしょうか。

本計画では、女性、男性といった性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、以下の基本理念を設定します。



2 基本目標

男女共同参画社会の実現のためには、差別や暴力をなくさなければなりません。暴力が起こる根底には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる上下関係などによる支配関係があり、決して対等な関係ではありません。また、差別や暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

本計画では、国の動きや社会情勢、「ゆう・あいステッププラン」における現状と課題を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本目標を以下の5つとします。

また、基本目標に重点プランを掲げて、各分野にわたり様々な施策を推進します。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり

基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】

基本目標3 あらゆる差別のない地域づくり

基本目標4 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり【DV対策基本計画】

基本目標5 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

3 基本的視点

基本理念を実現するために、前計画の基本的視点である「男女共同参画への理解と行動の促進」「個の尊重・自己実現できる豊かな社会」「市民と行政の協働」を踏まえ、さらに施策を推し進めるために、「多様性の尊重」、「暴力の根絶」という2つの考え方も加えて、次の4つの基本的視点（施策の基本となる方向性や考え方のこと）として整理しました。

(1) 性別にとらわれず、一人ひとりが行動を起こす

男女共同参画社会に向けて、その「意識」の高まりはあるものの、実際の「行動」にはつながっていません。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが社会に参画していく必要があります。中でも、男性の意識と行動の転換を促すことで、男性中心型労働慣行を改善し、性差による偏りのない社会を実現していく必要があります。

(2)差別をなくし、暴力を許さない

暴力が起こる根底には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる上下関係などによる支配関係があり、決して対等な関係ではありません。男女共同参画社会の実現のためには、差別や暴力をなくさなければなりません。被害者の立場に寄り添い、自立支援に向けたサポートをする必要があります。

(3)多様性や一人ひとりの人権を尊重する

多様性を尊重した社会を目指すには、性のあり方や働き方、価値観など様々な課題があり、「生きづらさ」を抱えながら暮らしている人たちへの気づきが必要となります。女性活躍推進をはじめ、パートナーシップ宣誓制度など多様性の実現に向けた取組を進めることで、社会的理解も深まり、誰もが自己実現ができる社会につながります。また、多様な人たちの意見が反映される社会にするという視点を踏まえて実施します。

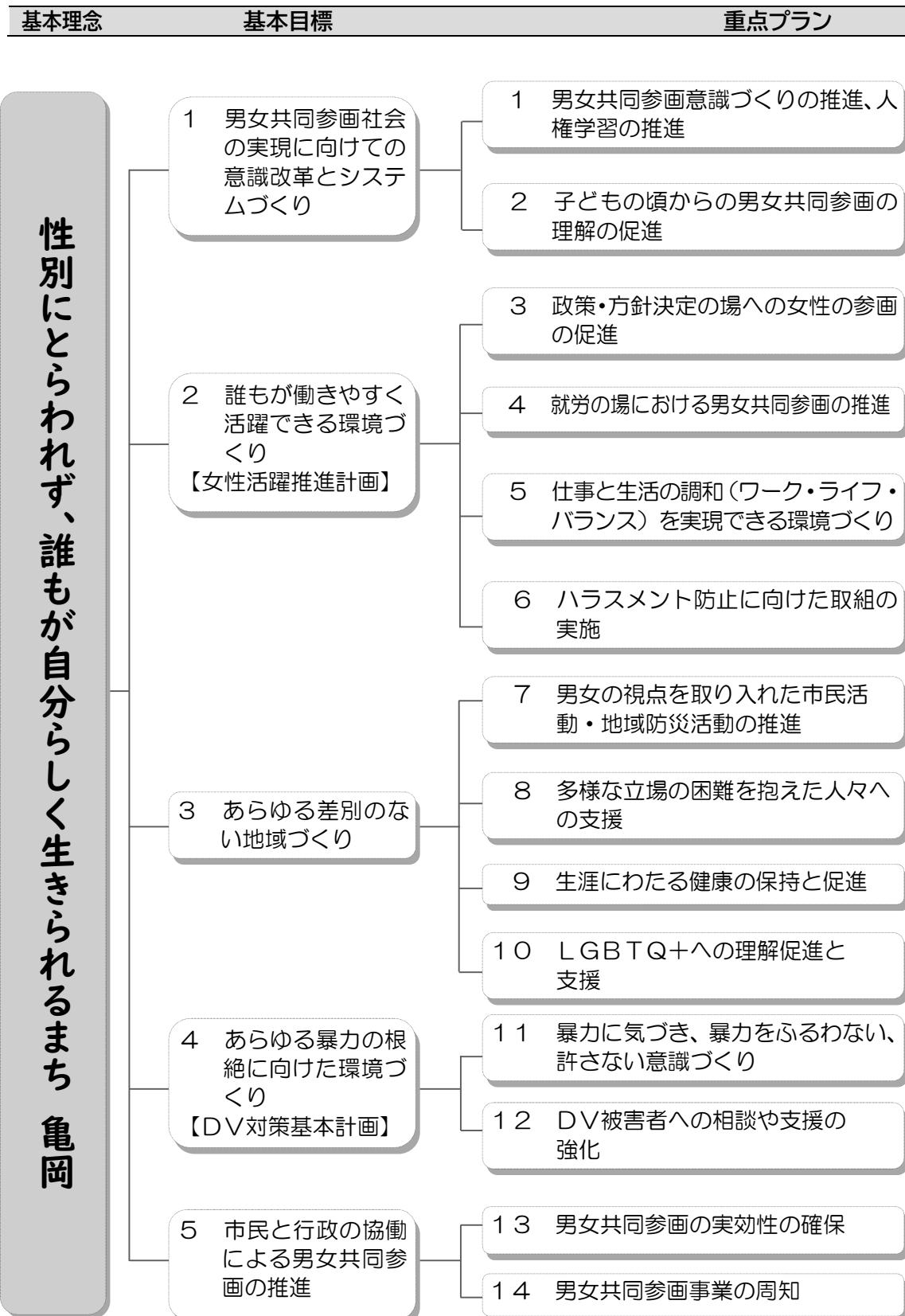
(4)市民との協働、関係機関との協力や連携の強化

男女共同参画推進に向けて効果的な施策を行うためには、市民との協働や各種団体・組織との協力や連携が必要です。多様な人材とつながることで、男女共同参画社会の実現のための取組を推進します。

4 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて施策や取組等について見直しを行います。

5 計画の体系



基本的視点

- (1) 性別にとらわれず、一人ひとりが行動を起こす
- (2) 差別をなくし、暴力を許さない
- (3) 多様性や一人ひとりの人権を尊重する
- (4) 市民との協働、関係機関との協力や連携の強化

施 策

- 1 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し
- 2 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供
- 3 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革
- 4 男女共同参画社会づくりに向けた人権学習の推進
- 5 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進
- 6 リテラシーの育成
- 7 保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進
- 8 学校における男女共同参画教育の推進
- 9 市の審議会等への女性の積極的登用
- 10 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用
- 11 学校運営体制における男女共同参画の推進
- 12 企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進
- 13 ポジティブ・アクションの推進
- 14 雇用の場における男女共同参画の促進
- 15 農林業・自営業における男女共同参画の推進
- 16 多様な就業機会の確保に向けた支援
- 17 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供
- 18 男女が子育て・介護を担える環境づくり
- 19 総合的な子育て支援
- 20 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備
- 21 家庭における男女共同参画の啓発
- 22 職場におけるハラスメント防止対策の推進
- 23 地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援
- 24 地域社会を巻き込んだ男女共同参画の周知と普及、啓発の強化
- 25 男女双方の視点等に配慮した緊急時対応
- 26 女性グループ・ネットワークづくりへの支援
- 27 社会的に不利な状況にある人々への支援
- 28 国際交流事業における男女共同参画の推進
- 29 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 30 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進
- 31 L G B T Q + の人への社会的理解の促進に向けた啓発
- 32 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- 33 配偶者等からの暴力への対策の推進
- 34 相談体制の充実と連携の強化
- 35 庁内連携による計画の推進
- 36 苦情処理のためのシステムづくり
- 37 計画の進行管理
- 38 男女共同参画条例の周知
- 39 市民との協働による男女共同参画の推進

第 3 章

基本目標と重点プラン

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり

重点プラン1 男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進

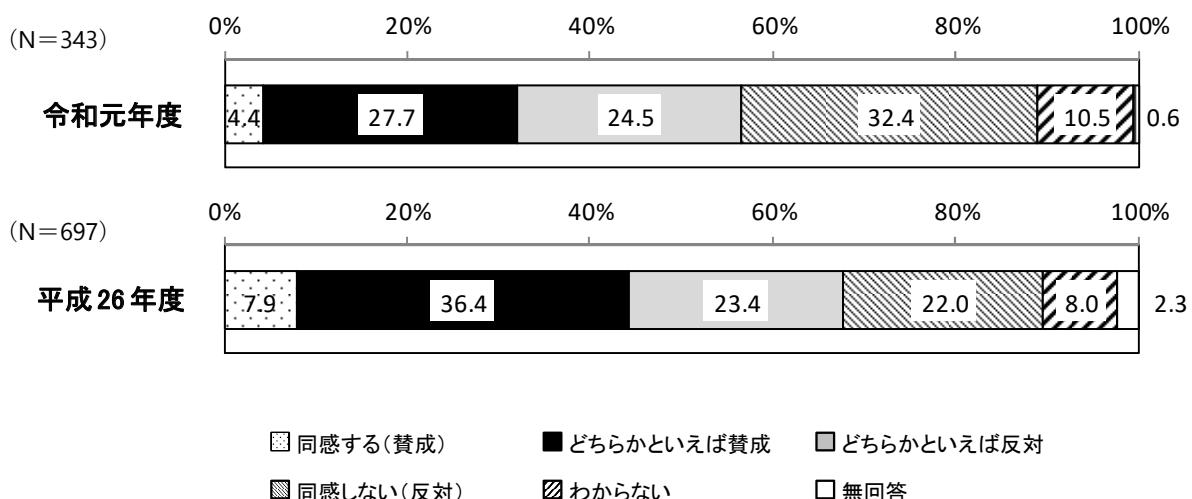
現状・課題

男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を行ってきましたが、社会全体が変化するまでには至っていません。

意識調査では、社会のあらゆる分野で男性が優遇されていると感じている人の割合は依然高く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」が76.3%、「政治の場」が73.2%、「男性の方が優遇されている」と回答しており、不平等感が高くなっています。

ただ、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方には、同感しない市民の割合が56.9%となり、令和2年度までの目標指標50.0%を達成していることから、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるといえます。しかし、長年にわたり人々に形成されたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）がまだまだ存在する中で、社会制度や慣行の見直しにつながる取組を幅広い年齢層に広げていくことが求められます。

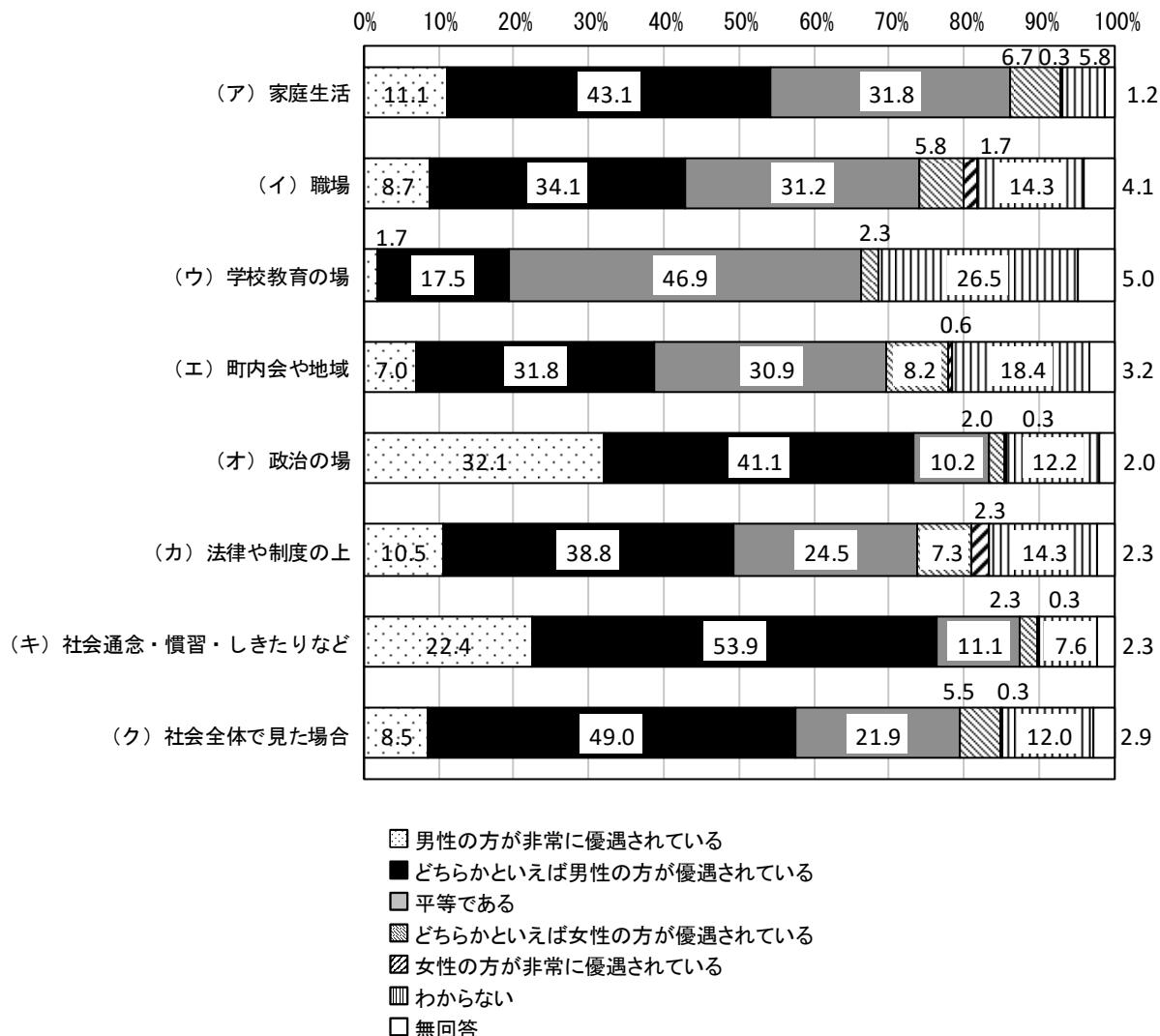
図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する同感度



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

図 分野別の男女平等感

(N=343)



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- ホームページや広報紙などあらゆる媒体を通じ男女共同参画社会に関する広報活動を行い、男女共同参画社会についての理解を促進します。
- 講座などの学習機会を活用し、幅広い年齢層を対象に、固定観念にとらわれた社会制度や慣行の見直しにつながる、わかりやすく、実践的な啓発活動を充実します。

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策1 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し			
1 男女共同参画意識調査	男女共同参画社会の実現に向けて、その浸透の確認、分析・把握するため、市民意識調査を実施し、調査結果の公表を行います。（令和6年度、令和11年度）	人権啓発課	継続
施策2 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供			
2 市広報媒体を通じた啓発・情報提供	男女共同参画にかかる啓発事業等について、広報紙、ホームページ、SNS等において特集記事、イベント告知記事等を掲載します。	広報プロモーション課	継続
3 情報紙「ゆう・あいネット」の発行	市民公募の編集委員と協力し、わかりやすく、親しみやすい情報紙を作成します。市ホームページやSNSへの掲載等、さまざまな媒体により、市民に男女共同参画に関する情報を提供します。	人権啓発課	継続
4 関連図書・資料の収集と提供	男女共同参画のテーマの図書展示及び目録作成を行い、図書館内で配布します。また、男女共同参画などに關した最新の本を市民に提供するために収集します。	図書館	継続
5 啓発ビデオの貸出、情報提供	人権教育教材の貸出等を通じて、性別にかかわりなく、その個性と能力が十分發揮でき、多様な生き方ができる社会を目指して、人権意識の向上に努めます。	社会教育課	継続
施策3 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革			
6 市職員の研修の充実	人権研修の中で男女共同参画にかかる研修を実施します。	人事課	継続
施策4 男女共同参画社会づくりに向けた人権学習の推進			
7 ゆう・あいセミナーの開催	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
8	生涯学習ゆう・あい賞顕彰制度の実施	一人ひとりが互いに認め合い尊重し合う生涯学習のまちづくりを進め、男女共同参画社会の発展に大きく寄与している個人または団体を表彰します。	市民力推進課	継続
9	人権教育講座の開催	性別にかかわりなく、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指し、人権講座を開催し、自分自身の生活と関わった「気づき」と「行動」につながるような講座を開催します。	社会教育課	継続
10	出会い・発見・共生 人権を考える亀岡市女性集会の開催	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など様々な人権問題への理解と認識を深め、「人権尊重」のまちづくりを目指す集会を開催します。	社会教育課	継続

施策5 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進

11	市の広報媒体におけるジェンダーに敏感な視点での情報発信	本市の広報媒体で発信する内容がジェンダーに敏感な視点に立ったものであるようにします。	広報プロモーション課	継続
12	ジェンダーに敏感な視点による市の公文書の点検	公文書作成において、ジェンダーに敏感な視点で適切な表現に努めるため、文書取扱主任会議を通じて職員への周知を図ります。	総務課	継続

施策6 リテラシーの育成

13	法令等の理解促進（リーガル・リテラシー※）	男女共同参画に関連の深い法律等について、市ホームページや情報紙への掲載、関連セミナーの開催等において、市民の意識啓発及び理解の促進を図ります。	人権啓発課	継続
14	メディアを主体的に読み解く力（メディア・リテラシー※）に関する学習事業	メディアが発信する情報を男女共同参画の視点で読み解き、能動的にメディアと関わる能力の育成のため、その学習機会の提供と情報提供を行います。	人権啓発課	継続

新規：新たに取り組む事業

充実：以前から実施している事業で、拡充するもの

継続：以前から実施している事業で、引き続き事業を継続するもの

※リーガル・リテラシー：法律や条例、条約などの法的知識を習得し、理解し、主体的に活用することができる力のこと。

※メディア・リテラシー：メディアの内容を読み解き、主体的に選択し、活用できる能力のこと。

個人や家庭の役割

- ・男性らしさ、女性らしさという固定観念にとらわれていないか、見直しましょう。
- ・家庭で性別による役割分担がされていないか確認し、見直しましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・どちらかの性別に偏って地域の役員を担うような慣習・慣行を見直しましょう。

【事業所】

- ・性別によって役割を分けている現状があれば見直しましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方、同感しない市民の割合【人権啓発課】	56.9%	60%
社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合【人権啓発課】	21.9%	30%

重点プラン2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

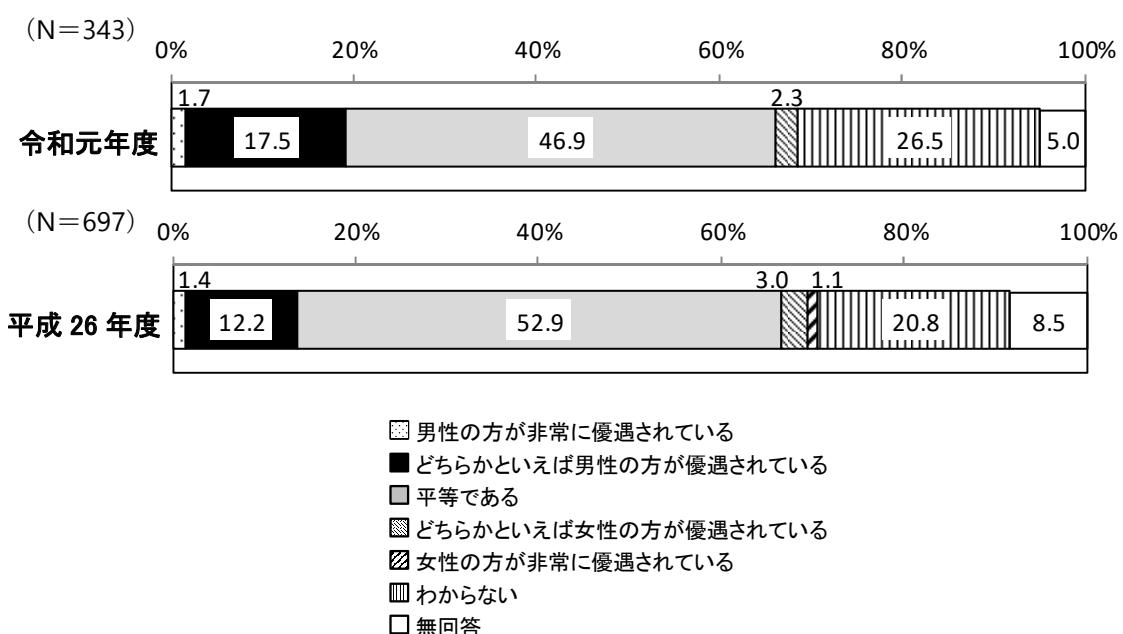
現状・課題

誰もが性別にとらわれず、互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

子どもたちが、多様な職業があるなかで性別によって偏った固定的な考え方にはとらわれず、主体的に将来の職業を選択できることが重要です。また、性別によって将来の職業の幅を狭めることがないような学習機会も必要です。

今後も引き続き男女共同参画についての理解を促進し、次世代を担う子どもたちが主体的に多様な生き方を選択できるよう、学校・地域・家庭において、相互の連携を図りつつ推進することが必要です。

図 学校教育の場における平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から男女共同参画意識を身につけて行動できるよう、人権教育を推進し、人権を尊重する感性を育みながら、一人ひとりが持つ個性や能力が發揮できる教育を充実します。
- 学校、地域、家庭の連携による男女共同参画の理念を踏まえた教育を促進します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策7 保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進			
1 男女共同参画の視点に立った保育の実践研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の計画の中で男女共同参画の推進に向けた人権保育・障がい児保育等の各研修会を実施します。 ○性別にかかわらない保育活動を推進します。 ○男女共同参画の視点にたって教材・絵本を点検します。 	保育課	継続
2 幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○園児一人ひとりの基本的人権の尊重と男女共同参画に視点を置き、園生活の中で道徳性やルールが身に付けられるよう、幼児教育を推進します。 ○教職員の意識向上が図れるよう研修を実施します。 	保育課	継続
施策8 学校における男女共同参画教育の推進			
3 学校における男女共同参画の視点に立った教育の推進	<p>児童生徒が、各教科や総合的な学習の時間の中で、いのちの大切さ、個性の尊重や相互理解などについての学習を進めます。また、教職員の指導方法の工夫・改善に向けた研究活動の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員研修の充実 ○自立と共生に向け、性別にとらわれない教育活動の推進 	学校教育課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
4 心身の健康と安全に関する教育の充実	<p>学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やHIV／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。</p> <p>また、健康な身体づくりを支援できる取組を進めます。</p> <p>さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発 	学校教育課	継続

個人や家庭の役割

- ・子どもに対して、性別による固定的な考え方を押し付けていないか確認しましょう。
- ・性別による固定観念ではなく、子ども一人ひとりの能力を大切に育みましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・子どもの性別にかかわらず、子ども一人ひとりを地域社会全体で育てる意識を持ちましょう。

目標 指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
保育所（園）における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】	—	年1回以上
幼稚園における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】	—	年1回以上

基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

現状・課題

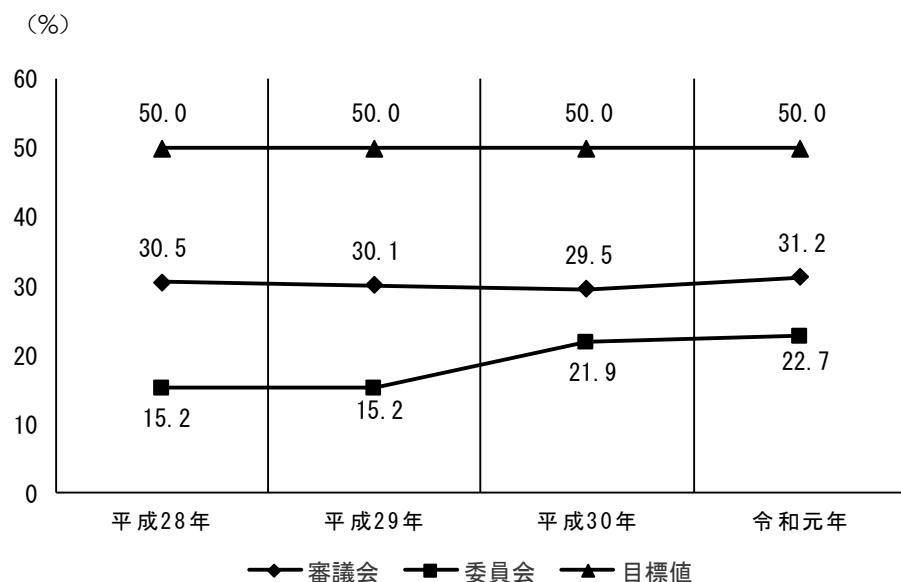
男女が対等な立場に立ち、あらゆる分野に参画する機会が確保されること、一人ひとりが社会における責任を果たしていくことが必要です。

本市では、審議会での女性の登用や女性職員の管理職への積極的登用などを進めてきましたが、実際には審議会の女性委員比率は近年一定の割合で推移している状況です。また、地域活動でも自治会長に女性が就いておらず、地域活動の方針決定の場に女性が参画することが難しくなっています。

そこで、政策・方針決定過程における女性の役割や参画することによる効果などをわかりやすく啓発し、地域社会全体の意識を変革する働きかけが必要です。

また、女性が働きやすい職場は、男性も働きやすい環境であるということを事業者へ働きかけ、誰もがその能力を十分に発揮できる環境づくりのため、ダイバーシティ（多様性）の推進に取り組むことが重要です。

図 審議会などにおける女性委員比率の推移



資料：人権啓発課

表 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があること

単位：%

	イレ・避難所の設備 （男女別ト 防犯対策）	避難所運営の責任者に女性の視点が入るこ と	性が配置され、被災者に女性の視点が入るこ と	避難所の運営の責任者に女性の視点が入るこ と	配品者乳 の配慮の配 り	婦人（乳 児、高 齢者、障 害者等の 支給備え する際二性 が）の用い る相談体制	被災者に対する相談体制	対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること	過程、防災会議に女性が参画すること	防災計画・振興計画策定に女性が参画すること	その他	無回答
全 体 (N = 343)	75.2	30.6	52.8	41.1	12.5	25.4	10.2	0.6	4.4			
女 性 (N = 195)	74.4	30.8	55.9	39.0	10.3	27.2	9.7	0.5	3.6			
男 性 (N = 145)	76.6	31.0	49.0	43.4	15.9	22.8	11.0	0.7	4.8			

資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 女性の方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図り、審議会等への女性の登用や地域活動や事業所での方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 近年災害により各地で甚大な被害が生じていることから、地域活動における男女共同参画の推進を図り、平時から男女共同参画の視点を持ち、緊急時に備えます。
- ワーク・ライフ・バランスについて事業所を中心に働きかけ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性が参画しやすい環境づくりを支援します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策9 市の審議会等への女性の積極的登用				
1	市の審議会等への女性の積極的登用	政策・方針決定の場に男女が対等に参画し意見を反映させるため、「審議会等の設置及び公開に関する指針」を遵守するよう全庁に周知し、「審議会等への女性の登用推進方策」に基づく事前協議を行い、女性の積極的登用を促進します。	企画調整課 人権啓発課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策10 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用			
2	市女性職員の管理監督職への積極的登用	能力実績主義を基本に「亀岡市人材育成基本方針」も踏まえ、定期人事異動における女性の管理監督職への登用を積極的に図ります。	人事課 継続
施策11 学校運営体制における男女共同参画の推進			
3	学校運営における男女共同参画の推進	女性教職員の能力・意欲に基づき、管理職への登用を促進します。	教育総務課 継続
施策12 企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進			
4	企業・事業所等への啓発・情報提供	○市内企業・事業所の経営者(雇用者)に対して、女性の職域拡大、管理職への登用、女性能力開発のための研修機会の拡充を図るための啓発、情報提供を行います。 ○人権啓発推進協議会企業部会による人権教育を開催します。(年1回)	商工観光課 継続
5	ゆう・あい地域講座の開催	各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参画促進など男女共同参画について啓発を行います。	人権啓発課 継続
6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進	自治会、PTA、農業関連等の各種団体における意思決定の場への女性の参画を促進します。	自治防災課 農業委員会 農林振興課 社会教育課 継続
施策13 ポジティブ・アクション※の推進			
7	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発・情報提供	ポジティブ・アクションの促進に向けて、情報紙や市ホームページ等を利用して情報提供を行います。	人権啓発課 継続

※ポジティブ・アクション：積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が該当する。

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず政策・方針決定過程へ積極的に参画しましょう。
- ・政策・方針決定過程へ積極的に参画するため、学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努めましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・性別にかかわらず、方針決定過程へは適切な人材を活用し、参画しやすい活動方法を検討しましょう。

【事業所】

- ・性別にかかわらず、個人の能力に応じた方針決定過程への参画を進めましょう。
- ・女性の活躍を推進するため、女性の管理職登用を進めましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
審議会等の女性委員の比率【企画調整課・人権啓発課】	31.5%	50.0%
女性委員のいない審議会等を解消【企画調整課・人権啓発課】	2	0
管理監督者に占める女性職員の割合【人事課】	32.9%	40.0%以上

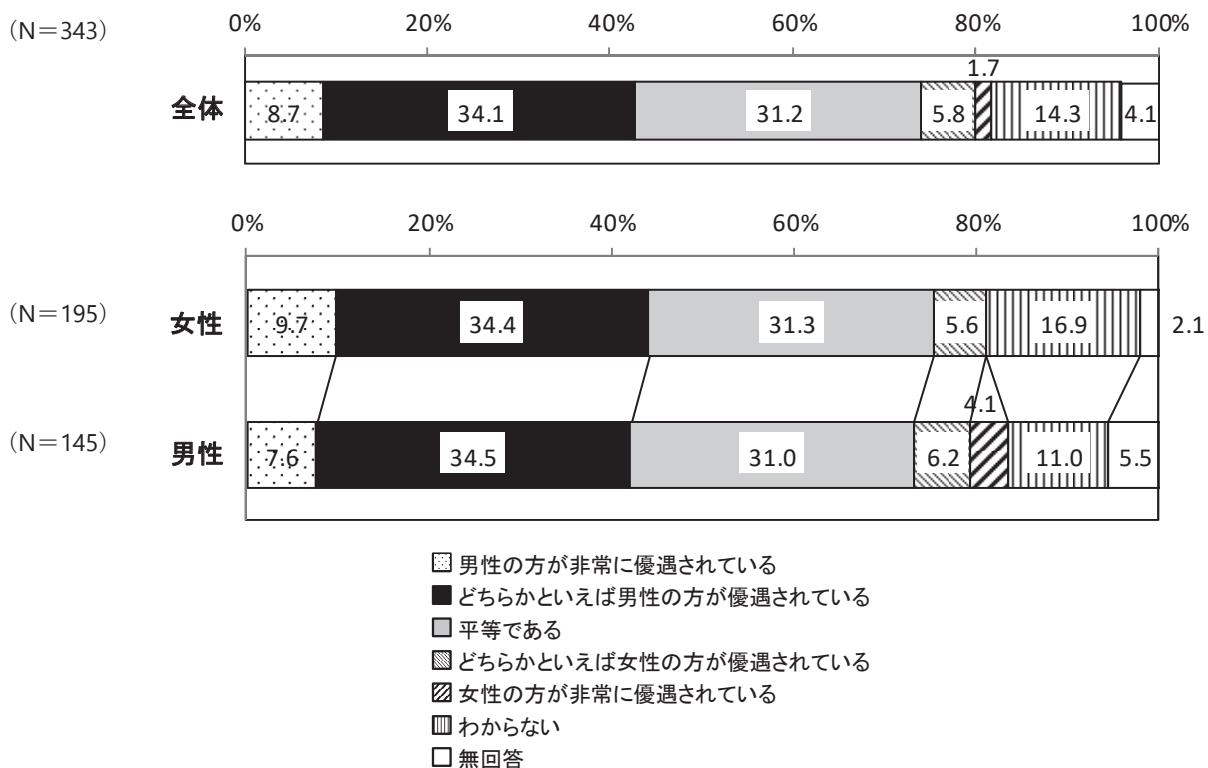
重点プラン4 就労の場における男女共同参画の推進

現状・課題

女性も男性も働きたいと思っているすべての人が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できることが重要です。

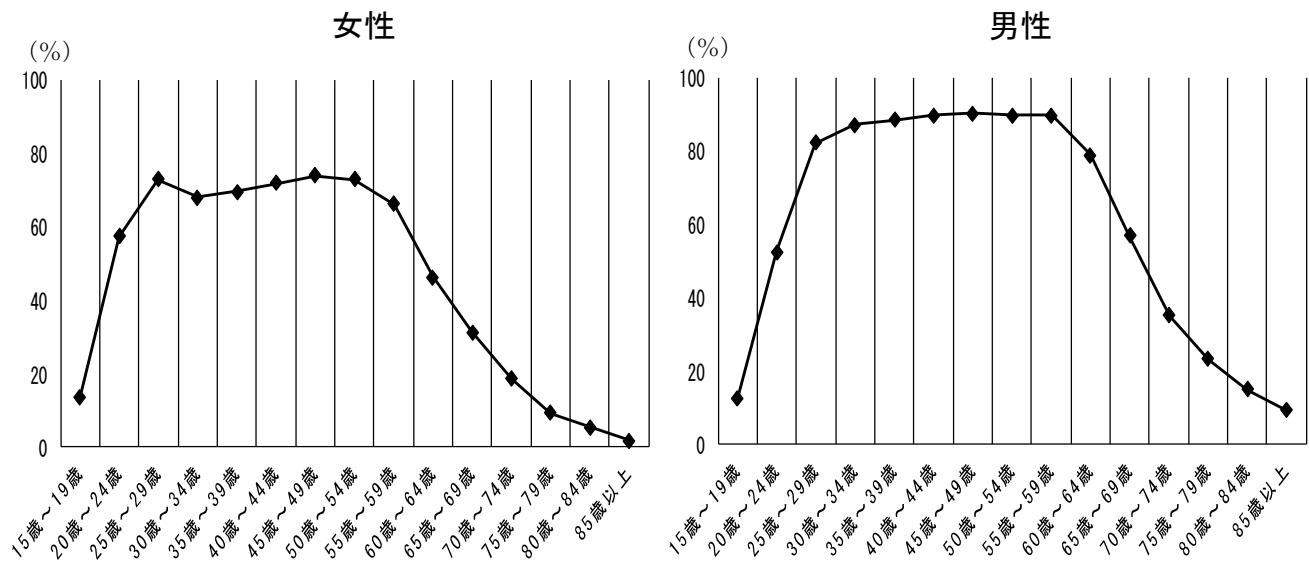
意識調査では、男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なことについて、「育児・介護休業などの休業中に所得保障があること」が40.2%と最も多く、「一度、職を離れても、子育て後には職場復帰しやすくすること」が25.7%、「保育サービスなどの子育て支援策を充実すること」が25.1%となっています。女性活躍推進など職場における男女共同参画実現のために、女性だけでなく、男性や管理職、事業主の積極的な取組が欠かせません。性別を理由とする差別的取扱いや昇進・昇格の格差のは正、男女間の賃金格差の解消など、雇用の均等な機会及び待遇の確保が必要です。

図 職場での男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

図 亀岡市における男女の年齢別就業率の推移（平成 27 年）



資料：国勢調査

表 男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なことについて

単位：%

	育児・介護休業などの休業	保育サービスなどの子育て支援策を充実すること	地域で自主的な子育て支援ができるようこなや	介護支援ができるようこなや	在宅勤務やフレックスタイム制など柔軟な働き方	長時間労働を容認する職場の雰囲気を是正すること	介護負担を軽減するための介護サービスを充実すること	一度、職を離れても、子育て後には職場復帰しやすくすること
全 体 (N = 343)	40.2	25.1	6.1	21.0	20.4	11.4	25.7	
女 性 (N = 195)	40.0	21.5	4.6	21.5	19.5	10.3	25.1	
男 性 (N = 145)	40.0	30.3	8.3	20.7	22.1	12.4	26.9	

	再就職、再チャレンジに関する施策が充実すること	セクシュアル・ハラスメントなど職場の中の性的な嫌がらせをなくすこと	家族の積極的な支援や協力があること	男女の待遇を均等にすること	パート・アルバイトなどの待遇を改善すること	その他	わからない	無回答
全 体 (N = 343)	12.0	6.4	16.9	10.5	13.1	0.3	2.9	15.2
女 性 (N = 195)	10.8	6.7	19.0	8.2	14.4	0.5	4.1	15.9
男 性 (N = 145)	13.1	6.2	14.5	13.8	11.0	0.0	0.7	14.5

資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」(令和元年度)

方向性

- 男女雇用機会均等法など法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。
- 女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたって継続就業・再就職するなど、労働者がライフスタイルに応じて、多様な選択を可能にする労働者自身の能力開発に向けて、必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 農業従事者については、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定※について理解の促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進にも努めます。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策14 雇用の場における男女共同参画の促進			
1	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知します。 商工観光課 人権啓発課	継続
施策15 農林業・自営業における男女共同参画の推進			
2	第3次亀岡市元気農業プランの推進	朝市や加工グループ等への男女共同参画の推進を図るために、情報提供等を行い支援します。伝統食、郷土食等の保存・継承・啓発活動を行う中で、性別問わず参加者を募り、男女共同参画の推進を行います。 農林振興課	継続
施策16 多様な就業機会の確保に向けた支援			
3	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知（再掲）	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知します。 商工観光課 人権啓発課	継続

※家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、経営内において家族一人ひとりの役割と責任を明確にするなど、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
4	小学校給食の提供	市内17小学校及び義務教育学校（前期課程）の学校給食の提供を行います。	学校給食センター	継続
施策17 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供				
5	エンパワーメント ※・スキルアップ 講座の開催	キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催します。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。
- ・結婚・出産による退職を前提とせずに、多様な働き方がないか男女ともに考えてみましょう。

地域・事業所の役割

【事業所】

- ・男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取り扱いをしないようにしましょう。
- ・男女がともに育児・介護休業制度等を利用できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・テレワークの導入やオンラインの活用など多様な働き方への対応を検討しましょう。

※エンパワーメント：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
企業における人権講座開催回数【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
ポジティブ・アクションに向けたチラシ配布回数（再掲） 【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上

重点プラン5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できる環境づくり

現状・課題

男女共同参画の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会を目指すことであるにも関わらず、社会全体にとって重要であることが依然として十分理解されていません。そのためにも、男性が積極的に働き方の見直しを進めるとともに、家事や育児、介護等のいわゆる「ケア労働」や地域活動等へより参画していくことが広く当然なこととして受け止められるよう男性を対象とした広報や啓発の強化が重要です。

意識調査では、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が45.5%と最も多く、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が42.9%、「労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること」が36.7%となっています。

長時間労働の削減など男性中心型の労働慣行の変革や仕事と家庭の両立支援制度の充実等の職場環境整備を促すとともに、一人ひとりの意識や行動の変化が必要です。

表 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なこと

単位：%

	男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めようすること	労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持つること	男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めようすること
全 体 (N = 343)	31.5	7.9	45.5
女 性 (N = 195)	35.9	8.7	43.6
男 性 (N = 145)	26.2	6.9	48.3
	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること

	特に対策の必要はない	その他	無回答
全 体 (N = 343)	7.0	6.4	7.0
女 性 (N = 195)	4.6	6.7	6.7
男 性 (N = 145)	10.3	5.5	7.6
	男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を深めること	家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）を作り仲間をすすめること

資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 仕事と生活の調和がとれたものとなるよう、男性も家族の一員として、家事・育児・介護などを担う必要性と責任の重要性を啓発するとともに、知識や技術の習得機会の提供に努めます。
- 男性が家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図るとともに、これらに対応した相談体制の充実を図ります。
- 事業所に対しては、ワーク・ライフ・バランスが企業や経済社会の活性化につながり、有用なものであるとの認識を促し、企業における労働時間の縮減や男性の育児休業の取得率向上に向けた意識改革など働きやすい職場環境づくりを推進します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性	
施策18 男女が子育て・介護を担える環境づくり				
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進	亀岡市イクボス・プロジェクトにより、事業者に育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行います。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課	継続
施策19 総合的な子育て支援				
2	保育サービス	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化によるニーズに対応するため、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の実施による子育て支援を行います。	保育課	充実
3	地域ぐるみの子育て支援	子育て家庭の孤立化や負担感の解消を図るため、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を開設する中で、親子の居場所づくりや子育て情報の発信・提供、育児不安等への相談対応を行うとともに、ファミリーサポート事業の充実を図ります。	子育て支援課	継続
4	亀岡市放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者が就労等により扈間家庭にいらない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、働く世代の子育てを支援する施策の一環として、市内全校区において放課後児童会を開設します。	社会教育課	充実
5	亀岡生き物大学	亀岡の豊かな自然の中での親子活動を通じ、性別にとらわれない学びの場を提供します。	市民力推進課	継続
施策20 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備				
6	亀岡市さわやか教室	高齢者が地域社会の一員であることの自覚を持ち、自らの生きがいのある人生を目指し、その時代にふさわしい社会的能力を伸ばすため、教室を開催し、学習機会や交流の機会を提供します。	社会教育課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性	
施策21 家庭における男女共同参画の啓発				
7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進（再掲）	亀岡市イクボス・プロジェクトにより、事業者に育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行います。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず家族が協力して、家事や育児、介護を行いましょう。
- ・男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。

地域・事業所の役割

【事業所】

- ・女性を含む多様な人材を生かして持続可能な成長につなげていくため、ダイバーシティの取組とともに企業経営者の意識改革をしましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
家庭生活において男女が平等であるという意識【人権啓発課】	31.8%	40.0%

重点プラン6 ハラスメント防止に向けた取組の実施

現状・課題

職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*等のハラスメントは、重大な人権侵害であり、無意識の言動がハラスメントに繋がる場合もあります。また、自分自身が加害者となる可能性もあります。こうしたハラスメントは、個人の性格や考え方、価値観によるところが大きく、性別や年齢、生活環境など個々のあらゆる違いがきっかけとなり発生します。

ハラスメントを撲滅することは、働く人々にとっての人権尊重を進めることであり、ひいては女性活躍の推進や男女共同参画の推進にもつながるため、市や事業所等の積極的かつ継続的な取組が必要です。

方向性

- あらゆる価値観を認め、互いの人格を尊重し合う社会の実現に向け、市民・事業者に対して啓発を行います。
- 特に事業者は、雇用者として労働者の人権を守る責任を負うことから、関係機関と連携しながら周知・啓発を進めます。

*セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせ。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義されている。

*マタニティ・ハラスメント:働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

*パワー・ハラスメント:職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超えて継続的に相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させるあるいは雇用不安を与えること。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策22 職場におけるハラスメント防止対策の推進			
1 ハラスメント防止 のための啓発	セクシュアル・ハラスメントや マタニティ・ハラスメント等あ らゆるハラスメント防止のた め、情報紙、ホームページへの 掲載等の情報提供、ゆう・あい フォーラムやゆう・あいセミナ ー等で啓発を行います。	人権啓発課	新規
2 セクシュアル・ハ ラスメント等防止 のための市職員研 修の充実、相談体 制の確立	○セクシュアル・ハラスメント 防止のための情報提供を行 います。 ○セクシュアル・ハラスメント 防止のための職員研修を行 います。 ○相談窓口を中心とした体制の 整備・確立	人事課	継続

個人や家庭の役割

- ・様々なハラスメントが存在することを認識し、ハラスメントのない環境
づくりをしましょう。

地域・事業所の役割

【事業所】

- ・職場内のセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講すべき措置として、方針の明確化・周知啓発、適切な相談体制の整備、迅速適切な対応、プライバシーの保護・不利益取扱の禁止を必ず実施しましょう。

※パワーハラスメントについて、中小企業は2022年3月まで努力義務。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
ハラスメント防止のための情報提供の回数 【人権啓発課】	—	年1回以上

基本目標3 あらゆる差別のない地域づくり

重点プラン7 男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進

現状・課題

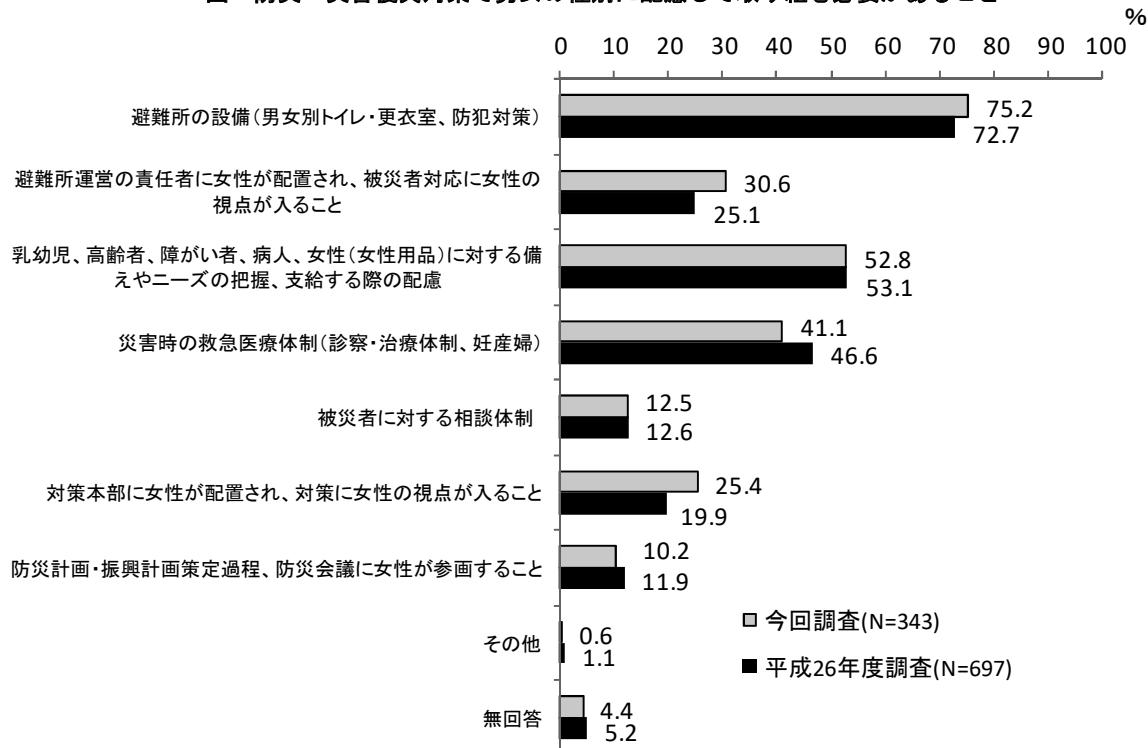
地域の多様なニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。災害時は、普段の生活で身についてしまった固定的な性別役割分担意識が強化され、女性へ家事・育児・介護等の家庭責任が集中したり、男性は避難所運営等のリーダーの役割を担わされやすくなります。

意識調査では、防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があることについて、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策）」が75.2%、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が52.8%、「災害時の救急医療体制（診察・治療体制、妊産婦）」が41.1%となっています。

災害時の避難所では、女性用トイレや生理用品の不足、女性等に対する性暴力等があったという事例も報告されています。

市民活動や地域の防災活動の推進にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、様々な場面における意思決定の場に女性の参画が必要です。

図 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があること



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担を払拭し、性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発し、地域活動や市民活動の促進に努めます。
- 緊急時における地域の防災力を高めるため、普段から女性が地域において責任ある立場に就き、意見を出せるよう、啓発、学習の場の提供を行います。
- 事業所等と連携し、仕事や家庭生活と同様に地域活動へ参加できる環境づくりを推進するとともに、女性間のネットワークづくりを支援することにより、側面からも市民の活動を支援します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策23 地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援			
1 ゆう・あいセミナーの開催（再掲）	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続
施策24 地域社会を巻き込んだ男女共同参画の周知と普及、啓発の強化			
2 ゆう・あい地域講座の開催（再掲）	各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参画促進など男女共同参画について啓発を行います。	人権啓発課	継続
施策25 男女双方の視点等に配慮した緊急時対応			
3 災害時における避難所の運営及び物資の確保	生理用品の充実やプライベートルーム等によるプライバシーの確保に努めるとともに、避難所開設要員に男女双方の視点に配慮できるよう周知を行います。	自治防災課	継続
施策26 女性グループ・ネットワークづくりへの支援			
4 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行います。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・地域活動や市民活動に取り組む中で、性別によって固定的に役割を分担している意識がないか、確認しましょう。
- ・KYISS*（亀岡ゆう・あいサポートシステム）の活動に関心をもち、参加しましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・性別にかかわらず多様な意見を取り入れ、誰もが参加しやすい地域活動を実施しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
ゆう・あい地域講座でのアンケート結果「男女共同参画の意識が高まった」の割合【人権啓発課】	98%	80%以上
避難所開設要員に対する周知回数【自治防災課】	年1回	年1回

*KYISS:「亀岡ゆう・あいサポートシステム」のこと。男女共同参画の視点をもって、自主的な活動団体・グループの市による登録制度(要申込)。登録されると、市の広報紙での活動紹介や市からの情報提供が受けられ、また、イベント参加などにより団体活動の活発化、相互の連携の促進が期待される。

重点プラン8 多様な立場の困難を抱えた人々への支援

現状・課題

ひとり親家庭、単身高齢者、障がいのある女性等が、生活上の困難に陥りやすい状況にある中で、セーフティーネットの機能として、多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなる取組が重要です。女性の生活困難については、特に低収入の母子世帯や、就業年数が短く年金収入等の少ない高齢単身女性にとって深刻です。そして、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱えることがあります。部落差別についても、今なお差別発言や差別待遇等の事案が発生しています。

このため、男女共同参画の正しい知識と理解を広め、誰もが安心して暮らせるように、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることができます。

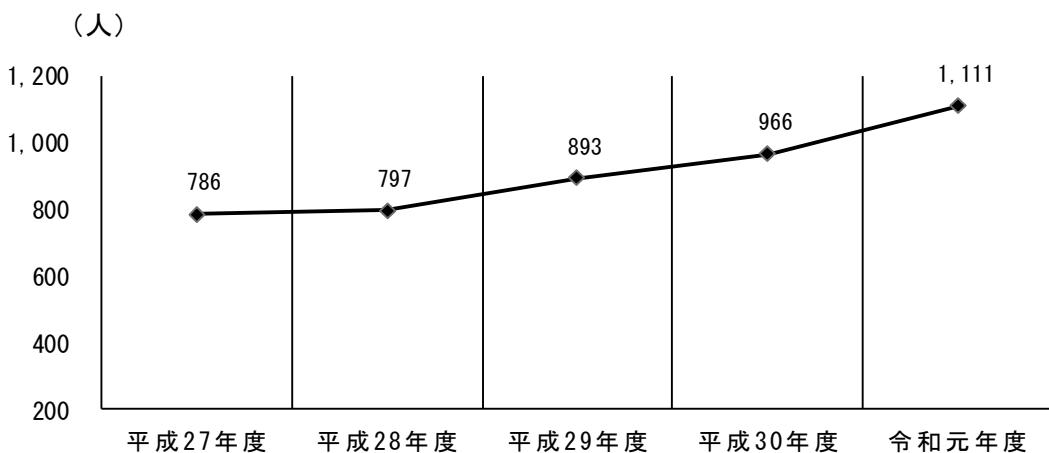
また、本市においても、外国人^{*}住民が暮らしており、緩やかではありますが増加傾向にあります。国籍にかかわらず、人権が尊重され、市民同士の多文化共生を図り、相互理解を深めていくことが必要です。

方向性

- 誰もが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合いながら生きていく地域共生社会の実現に向けて、関連する部署と連携します。
- 女性の年代や就業形態、男女の雇用の機会・待遇の違いなどを視野に入れた多面的な支援を行います。
- 国籍や性別にかかわらず、すべての人が男女共同参画社会の実現を目指し、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、あらゆる場面で外国人住民の生活を支援します。

^{*}外国人：多文化共生施策においては、外国籍を有する人、また、日本国籍であっても外国にルーツをもつ人を指す。

図 亀岡市在留外国人数



資料：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策27 社会的に不利な状況にある人々への支援			
1 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的支援等に向けた事業を行います。	子育て支援課	継続
2 単身高齢者や高齢世帯への支援	単身高齢者や高齢者世帯の日常生活を支援するための事業や社会的孤立のない環境づくりを行います。	高齢福祉課	新規
3 障がいのある人への支援	障がいのある人の自立と生活の安定のため、日常生活や社会参加を支援する事業を行います。	障がい福祉課	継続
4 ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続
5 高齢者への相談事業	身近な相談窓口である地域包括支援センターによる相談支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課	新規

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
6 障がいのある人への相談事業	障がいのある人の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課	継続
7 家庭児童相談	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、子どもや家庭における子育て等の問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続

施策28 国際交流事業における男女共同参画の推進

8 国際交流事業における男女共同参画の推進	文化や生活様式、風土等との違いを超えた国際理解や多文化共生社会の実現に向け、世界各国の文化や歴史、言語、風土、生活様式を紹介する事業を行います。	文化国際課	継続
9 外国人住民への支援の充実	在住外国人の支援を担うかめおか多文化共生センターを拠点として、相談業務や言語サポートの登録を行い、外国人住民への支援体制を充実させます。	文化国際課	新規

個人や家庭の役割

- ・多様な立場の人が、安心して暮らせるように、一人ひとりが考えて行動しましょう。
- ・世界の動きに目を向け、国際的な視野を養いましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・困難を抱える人が地域で孤立しないよう、多様な人が発言できる運営方法を検討するとともに、地域において可能なサポートを行いましょう。
- ・国籍や性別にかかわらず、交流する機会を持ちましょう。

【事業所】

- ・多様な考え方を取り入れることによって企業の持続的な成長につなげていくため、多様な人材を組織に迎え入れましょう。
- ・国籍や性別にかかわらず、お互いを理解し、働きやすい職場づくりに努めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
国際交流事業における男女共同参画に関するチラシ等の配布回数【文化国際課】	—	年1回以上

重点プラン9 生涯にわたる健康の保持と促進

現状・課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、正しい知識を持ち、相手を思いやることは、男女共同参画社会の形成ために不可欠なものです。

女性については、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化します。その特性から、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」*（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組が必要です。

方向性

- 性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識啓発に努め、個人の健康づくりを支援します。
- 男女それぞれの健康課題に対応するため、正しい知識を普及するとともに、特に女性の妊娠・出産期における健康の確保に関する支援策の充実に努めます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識をもち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動の充実による理解の促進に努めます。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策29 ライフステージに応じた健康づくりへの支援			
1 保健サービス事業	健康づくり情報の提供や健(検)診、相談、予防接種等の実施により、主体的に生涯を通じた健康づくりに取り組むよう支援します。	健康増進課	継続

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：女性の性と生殖に関する健康と権利のこと。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみととらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通しての身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさす。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされる。男女が対等な立場で、社会において必要な責任を果たしながら、いきいきとした生活を送るために、性別にかかわりなく、あらゆる分野に参画する機会が確保されていることが重要となる。

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
2	妊娠期の支援	男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれるよう、父母ともに参加でき、体験や交流等を取り入れた教室を行います。	子育て支援課	継続
3	生涯スポーツ社会の推進と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童期の子どもに対し、色々な種目のスポーツに親しめる機会を提供します。 ○青年期以降の全ての市民に対し、自主的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。 ○障がい者、高齢者に対し、スポーツプログラムに取り組む機会を提供します。 ○市内のスポーツ施設を整備・拡充し、スポーツ環境の質を高めます。 	生涯スポーツ課	継続

施策30 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

4	心身の健康と安全に関わる教育の充実（再掲）	<p>学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やHIV/AIDS、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。</p> <p>また、健康な身体づくりを支援できる取組を進めます。</p> <p>さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発 	学校教育課	継続
5	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の認識を深める学習機会の提供や情報紙や市ホームページへの掲載などによる情報提供に努めます。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女の心と身体の違いについて正しく理解しましょう。
- ・男女がともに、健康に関する正確な知識を身につけ、日頃から健康づくりに努めましょう。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がともに学びましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・地域における健康づくり活動を進め、男女の健康の保持・増進を支援しましょう。

【事業所】

- ・職場における健康管理を進めましょう。

目標 指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
スポーツ大会（市及びスポーツ協会主催事業）等の参加人数【生涯スポーツ課】	12,153人	18,000人

重点プラン10　LGBTQ+への理解促進と支援

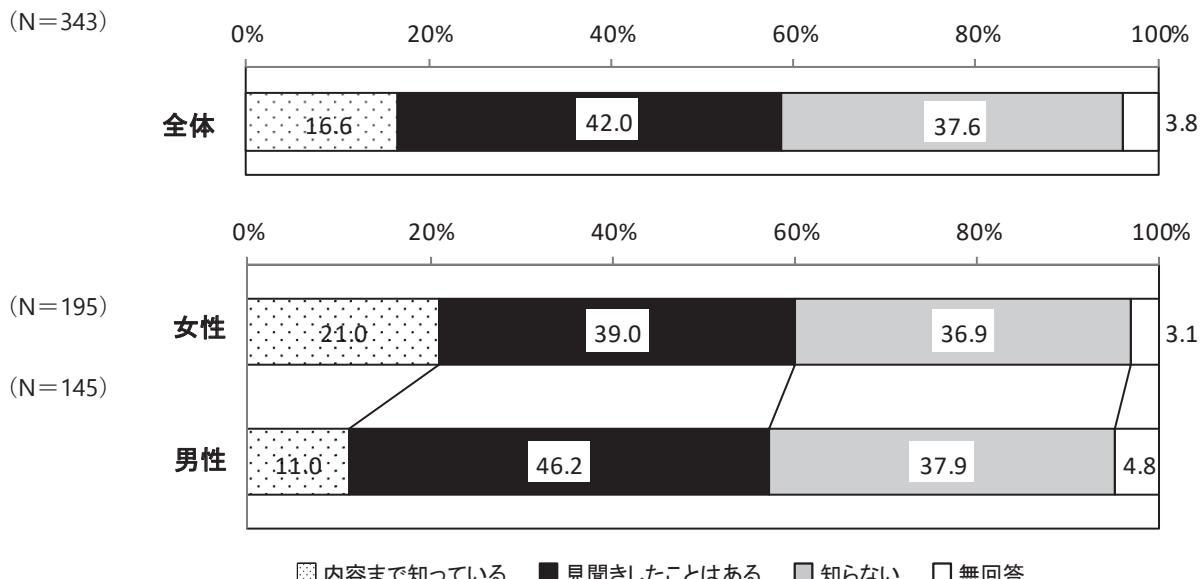
現状・課題

LGBTQ+の人たちの性的指向と性自認や性表現は、人間が本来持っている多様性の一つであるにもかかわらず、社会的な理解が十分に深まっていないことから差別的な取り扱いなどが見受けられます。

各種団体による統計・調査では、LGBTQ+の割合は人口の約5~8%であると報告されており、多様な性のあり方を理解し認め合うための取組が必要です。

本市では、一人ひとりの人権が尊重され、平等で公正な、誰もが生きやすく、自己実現を通じて生きがいを感じられる社会を目指して「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに、LGBTQ+に関する正しい知識や情報の提供を行い、理解促進のための啓発活動を積極的に進めています。

図　LGBTQなど性的少数者を見聞きしたことがあるかについて



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- パートナーシップ宣誓制度実施により、LGBTQ+の人たちに対する社会的理解の促進を図ります。
- 男女共同参画事業等においてLGBTQ+の人たちへの理解を深める取組を促進します。
- 市役所職員がLGBTQ+の人たちについて理解を深め、窓口等でLGBTQ+の人たちに配慮した対応を行えるよう、取組を推進します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策31　LGBTQ+の人への社会的理解の促進に向けた啓発			
1 LGBTQ+の理解促進	LGBTQ+に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。	人権啓発課	新規
2 パートナーシップ宣誓制度の実施	一方又は双方がLGBTQ+である二人が互いを人生のパートナーとして協力関係にあることを、市が宣誓書受領証を交付することで公認します。また、パートナーシップ宣誓制度の周知を図りながら社会的理解を促進します。	人権啓発課	新規

個人や家庭の役割

- ・性の多様性について、積極的に学び、理解を深めましょう。

地域・事業所の役割

【地域】

- ・地域の行事等で、性の多様性に配慮した取組を進めましょう。

【事業所】

- ・多様な性のあり方を尊重し、認め合うための取組を行いましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
L G B T Q +に関する情報提供【人権啓発課】	—	年1回以上

基本目標4 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

【DV対策基本計画】

重点プラン11 暴力に気づき、暴力をふるわない、 許さない意識づくり

現状・課題

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントは、引き続き深刻な社会問題になっています。こういった暴力の背景には、男女の固定的役割分担意識、経済力の格差及びそれに伴う支配関係等、今日の社会における男女の置かれた状況の違いなど、社会状況に根差した構造的な問題が存在しています。

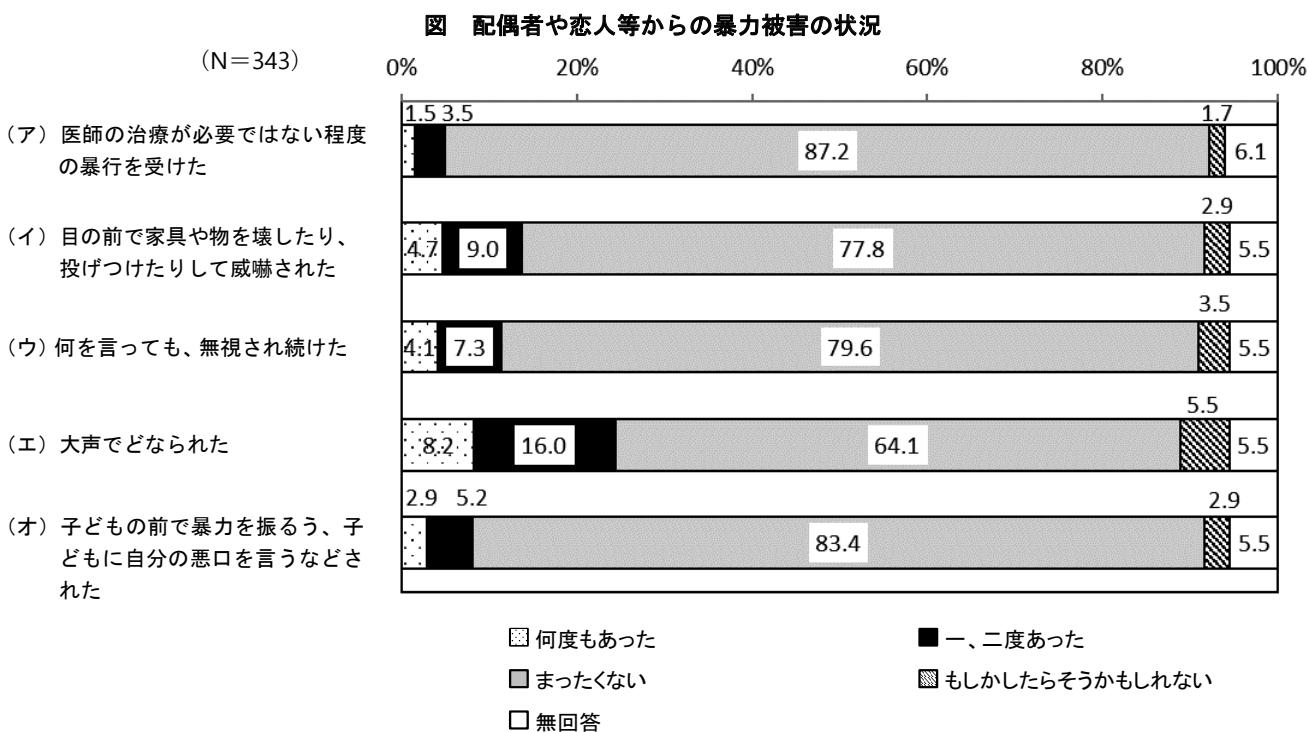
また、情報通信機器（ＩＣＴ）の進化やＳＮＳなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害はより一層多様化しています。

意識調査では、配偶者・恋人等からの暴力について、「目の前で物を壊す、無視される」といった精神的暴力をおよそ10人に1人が受けており、「大声でどなられた」といった言葉の暴力は5人に1人が受けています。その割合は男性よりも女性の方が高くなっています。

DVは「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「社会的暴力」「子どもを利用した暴力」等、その様態もさまざまです。さらに、DVは、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃した子どもにも心理的に大きなダメージを与えることになり、これは児童虐待にあたります。

また、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を与えます。性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まりとともに、加害者・被害者・傍観者にさせない取組や若年層を中心とした性暴力に関する知識の向上など、その根絶に向けた取組や被害者支援が必要です。特に、加害者には実の父親や義理の父親など、監護者や親族がなる事例も多く、子どものうちにはそれが性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気付き、被害を受けて時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合もあります。

何が暴力にあたるのかに気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくりのため、今後もあらゆる暴力の根絶に向けて「加害者にならない」という視点も踏まえた学習機会の提供が必要です。



資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、関係機関と連携し、DVや性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力を根絶する社会づくりを進めます。
- 被害者支援の一環として加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき加害を繰り返さないため加害者更生のための取組を推進します。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策32 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり			
1 ゆう・あいセミナーの開催（再掲）	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続
2 暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進	暴力に気づき、暴力を許さない意識づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間などあらゆる機会を通して啓発活動を行います。	人権啓発課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策33 配偶者等からの暴力への対策の推進			
3	緊急時の対応マニュアルの整備	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時に、即時に対応できるよう、対応マニュアルの整備を行います。	人権啓発課 充実
4	被害者の自立に向けた支援	児童とその児童を養育する女性の保護が必要な場合に、母子生活支援施設への入所により、母子の保護と自立を支援します。	子育て支援課 新規
5	被害者情報の保護	各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	市民課 新規
6	DV被害者等の市営住宅への入居	市営住宅の入居募集時、DV被害者世帯を対象に含む優先世帯向け募集を行います。また、空き部屋があり且つ緊急性の高いケースにおいて、DV被害者の市営住宅への期限付き入居を承認（地方自治法及び亀岡市財務規則における行政財産の目的外使用）し、DV被害者の生活の安定と自立の支援を行います。	建築住宅課 継続
7	児童虐待への適切な対応	児童虐待の未然防止や早期発見に取り組み、子どもの安全確保の対応や被虐待児童の自立支援や家庭支援等を、関係機関との緊密な連携のもと、迅速・的確に行います。	子育て支援課 継続

個人や家庭の役割

- ・暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない意識を持ちましょう。
- ・DVに対して、正しい知識を持ちましょう。
- ・男女共同参画意識を高め、男女間の対等な関係をつくりましょう。

【地域】

- ・DVや性犯罪・性暴力等を許さない社会づくりに努めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
配偶者等における暴力防止法の認知度【人権啓発課】	86.6%	90.0%

重点プラン12 DV被害者への相談や支援の強化

現状・課題

暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援まで、行政と民間団体とが連携し、多様化する女性が抱える困難への対策が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や生活不安等に伴って、家庭内の暴力が増加し、本市においてもDV被害の相談件数が大幅に増加しました。

意識調査では、配偶者・恋人等からの暴力を誰かにうちあけたり相談したりしたかについて、「どこにも相談しなかった」が54.7%、「友人や知人に相談した」が13.9%、「家族や親族に相談した」が13.1%となっています。まずは、相談につながることが重要なため、どこにも相談しなかった被害者が半数以上いることから、声を上げやすい環境を作ることが重要です。

また、「市役所の相談窓口に相談した」が1.5%、「女性相談所、女性相談員に相談した」が0.0%と、極めて少ない状況となっていることから、相談窓口の周知を相談者だけでなく、その周囲の人にも広げ、支援につなげていくことが必要です。

図 被害の相談先

単位：%

区分	有効回答数 (件)	警察に連絡・相談した	人権擁護委員・法務局などに相談した	女性相談所、女性相談員に相談した	市役所の相談窓口に相談した	他の公共機関に相談した	民間の相談機関やカウンセラーオンに相談した	医師・カウンセラーに相談した	弁護士に相談した	学校の先生、スクールカウンセラーに相談した	家族や親族に相談した	友人や知人に相談した	その他	どこにも相談しなかった	無回答
全体	137	0.7	—	—	1.5	0.7	0.7	2.9	—	2.2	13.1	13.9	2.2	54.7	16.8
女性	96	1.0	—	—	2.1	1.0	1.0	3.1	—	2.1	16.7	14.6	3.1	53.1	14.6
男性	41	—	—	—	—	—	—	2.4	—	2.4	4.9	12.2	—	56.1	22.0

資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

- 暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、被害者自身や周囲の人々の暴力への気づきを促し、暴力に対応できるシステムづくりを推進します。
- 配偶者暴力相談支援センターなど関係機関と連携して被害者の救済対策を講じます。
- 中間シェルターやNPO団体、生活支援団体など民間団体との連携を図り、被害者が相談しやすい環境を整え、対応する職員の資質の向上に努めます。
- 各種事業の開催時やSNS等あらゆる手段により相談窓口等の周知を行います。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策34 相談体制の充実と連携の強化			
1 女性の相談室	一般相談と専門相談(法律相談、フェミニストカウンセリング)を実施し、支援を必要とする人を必要な相談窓口へつなげるよう情報提供を行います。	人権啓発課	充実
2 女性の相談ネットワーク会議の開催	被害者のさまざまな問題に対し支援を行うため、警察、保健・福祉、医療などの関係機関と勉強会を開催します。	人権啓発課	継続
3 人権相談	人権擁護委員による人権相談を実施します。また、人権相談のPRを図ります。	人権啓発課	継続
4 被害者の自立支援に向けた関係機関との連携	相談事業等を取り扱っている各機関の担当者と連携を図り、相談者へ適切・迅速な対応ができるようにネットワーク会議を開催し、情報の共有化など、総合的な支援体制を充実させます。	人権啓発課	充実
5 相談窓口の周知	DV相談カードやリーフレット、市ホームページなどを活用し、相談窓口を広く市民に周知することで、相談につなげます。	人権啓発課	充実

個人や家庭の役割

- ・日頃から相談機関の情報に关心を持ちましょう。
- ・暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。

【地域】

- DVで悩んでいる人に相談窓口を勧めるなど、地域全体で暴力を根絶する取組を進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
「女性の相談室」を知っているという人の割合【人権啓発課】	—	50%

基本目標5 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

重点プラン13 男女共同参画の実効性の確保

現状・課題

男女共同参画施策の推進をより効果的に実施していくためには、計画の方向性を明確にすることが重要です。また、設定された重点プランに沿って、施策のチェックや評価を行い、課題を発見し、施策に反映していくことが必要です。

また、計画をより実効性のあるものにしていくためには、事業の内容に応じて、行政だけでなく住民・地域・学校・事業所・各種団体との連携が必要となります。

方向性

- 施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進本部を中心に、推進員の活動を活性化し、全庁的な取組を進めます。
- 住民・地域・学校・事業所・各種団体との連携を強化し、あらゆる機会をとらえた取組を開展します。
- 実施される施策・事業に対しては評価を行い、その後の取組へ反映させます。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策35 庁内連携による計画の推進			
1 男女共同参画推進員の任命	職員の中から男女共同参画の職場づくりに向けて調査・研究を実施する男女共同参画推進員を任命し、職員一人ひとりの意識を高めます。	人権啓発課	継続
施策36 苦情処理のためのシステムづくり			
2 苦情処理制度の運用	男女共同参画に関する市の施策について、苦情や相談、性別による人権侵害を受けた場合の申出制度について、市ホームページで広く市民に周知します。	人権啓発課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策37 計画の進行管理			
3 男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理	計画を実効性のあるものにするため、実施計画を策定するとともに、定期的に実施状況の点検・評価を行い、計画の着実な進捗を図ります。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- 男女共同参画に関する情報に关心を持ち、男女共同参画社会の必要性を理解しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
実施状況の点検評価達成率【人権啓発課】	87.7%	A評価90%以上

重点プラン14 男女共同参画事業の周知

現状・課題

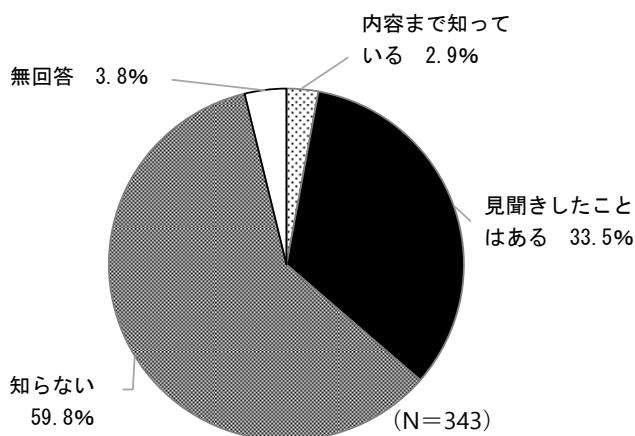
亀岡市では、男女共同参画事業として、市民と協働で行う啓発事業「ゆう・あいフォーラム」の開催、講座の実施、広報紙配布等による啓発活動、女性のための相談事業等の取組を男女共同参画社会の実現に向けて実施してきました。

しかし、意識調査では、男女共同参画に関する施策をどの程度知っているかについて、「亀岡市男女共同参画条例を知らない」が、59.8%、「亀岡市男女共同参画計画ゆう・あいステッププランを知らない」が73.2%となっており、「亀岡市がこのような活動に力を注いでいることすら知らなかった。もっと活動していることを拡散して周囲に広めないといけないと思う。」という意見も寄せられています。

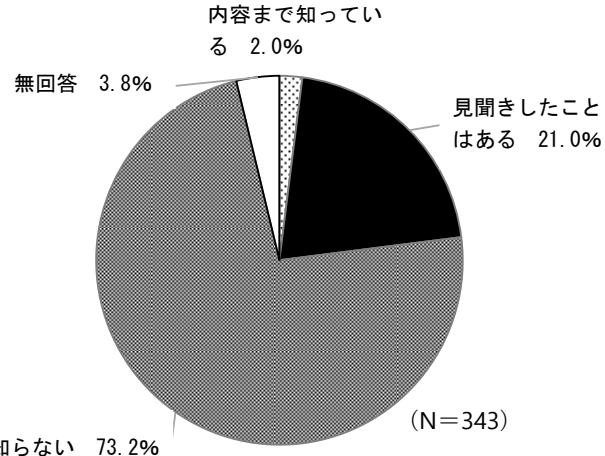
このように、事業の認知度が低いことから、市民への認知度を向上するべく、より積極的な広報やあらゆる層に届くように、広報手段の多様化が必要となります。

図 男女共同参画に関する施策の認知度

亀岡市男女共同参画条例



亀岡市男女共同参画計画ゆう・あいステッププラン



■ 内容まで知っている ■ 見聞きしたことはある ■ 知らない □ 無回答

資料：亀岡市「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

○従来からの方法にとらわれず、SNS等新たな広報手段を積極的に用い、あらゆる層に事業の周知を行います。

行政の責務

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策38 男女共同参画条例の周知			
1 男女共同参画条例の普及・啓発	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画条例を広く市民や事業者等に普及させるため、男女共同参画週間やイベント事業等あらゆる機会を通して啓発活動を行います。	人権啓発課	継続
施策39 市民との協働による男女共同参画の推進			
2 地域活動、市民活動の拠点づくり	活動団体に対する行政の資金面を含む各支援及び活動促進事業や「かめおか市民活動推進センター」の相談等各事業の実施にあたって、男女共同参画の視点を含めた事業展開が行われるように推進していく。	市民力推進課	継続
3 男女共同参画推進事業「ゆう・あいフォーラム」の開催	市民との協働により、男女共同参画に関する講演会や映画上映、展示などを行う「ゆう・あいフォーラム」を開催し、グループや団体等のネットワークづくりを促進します。	人権啓発課	継続
4 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援（再掲）	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行います。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女共同参画社会づくりの意義を理解しましょう。
- ・行政と協働し、男女共同参画社会の推進に関する活動に取り組みましょう。

【地域・事業所】

- ・地域・事業所・団体などは行政と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
亀岡市男女共同参画条例の認知度【人権啓発課】	36.4%	50.0%

第 4 章

強化取組事項

強化取組事項

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指すため、重点プランと施策を設定し、男女共同参画に関する取組を進めていきます。そして、多岐にわたるこれらの施策に取り組む中でも、今後10年間に強化して取り組むことを「強化取組事項」として位置づけます。この「強化取組事項」は、今日的な社会状況における課題や前計画から引き続き推進が必要とされたもの、一つの主要施策への取組では解決に至らないもの（横断的な施策）などを考慮して設定します。

強化取組 1

男女共同参画 意識づくりの 推進

本市では、市民意識調査による「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に同感しない人の割合を指標として設定し、市民の男女共同参画意識の醸成に向けて、啓発などの取組を進めてきました。その結果、市民意識調査で「同感しない」人の割合が、2014（平成26）年の45.4%であったのに対し、2020（令和2）年には56.9%となっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方方に代表される固定的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は日常生活のあらゆる場面に存在しています。このため、幅広い世代の市民に向けて、男女共同参画意識づくりを促進するための啓発、教育活動等に取り組みます。

強化取組 2

市の政策・方針 決定の場への 女性の参画の 推進

本市では、男女共同参画社会を実現するため、審議会等における女性委員比率の向上に努め、市の政策・方針決定の場に女性と男性が対等に参画できる環境づくりに取り組んできました。

その結果、女性委員のいない審議会は減少しつつありますが、審議会の女性委員比率は、30%前後で推移しています。審議会等の女性委員比率を高めることで、市政に女性の意見が反映され、市における男女共同参画が推進されることになります。そのため、政策・方針決定の場に女性が参画する意義を関係部局に周知するなどにより、計画期間の終了年度には、審議会に男女が半数ずつ参画している状況を実現します。

強化取組3

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) の推進

男女共同参画の実現は、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すことです。男性が積極的に働き方の見直しを進め、家事や育児、介護等や地域活動等へより参画していくことが必要です。市民意識調査結果から、男性が家庭や地域活動に積極的に参加していくためには、男性による家事や育児などについての職場における上司や周囲の理解の深まりや、仕事以外の時間を多く持てるようにする必要だとする割合が高くなっています。事業所や地域と連携を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について一人ひとりの意識の高揚に努めるとともに、仕事と家庭生活・地域生活などの両立を支援する環境づくりを促進します。

強化取組4

多様な立場の 人々への支援

ひとり親家庭、単身高齢者、障がいのある女性等は、生活上の困難に陥りやすい状況にあり、固定的性別役割分担意識等により複合的に困難な状況を抱えることがあります。また、部落差別についても、今なお差別発言や差別待遇等の事案が発生しています。さらに、外国人住民やLGBTQ+の人たちに対して、一人ひとりが正しい知識を持ち、多様性を尊重する社会を目指す必要があります。

そのために、強化取組1の男女共同参画意識づくりを推進するとともに、関連部署で連携を図り、一人ひとりの実情に沿った支援を行います。

強化取組5

相談体制の充実

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントの暴力の背景には、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差等、構造的な問題が存在しています。誰もが安心して暮らすことのできる社会実現のため、暴力の被害者が安心して相談することができる環境の整備はますます重要性を増しています。

本市では、これまでフェミニストカウンセリングや法律相談などの支援事業を実施してきました。今後も、行政機関や民間団体などと連携を図り、DVをはじめとする男女共同参画の推進を阻害する問題に関する相談体制の充実に努めます。

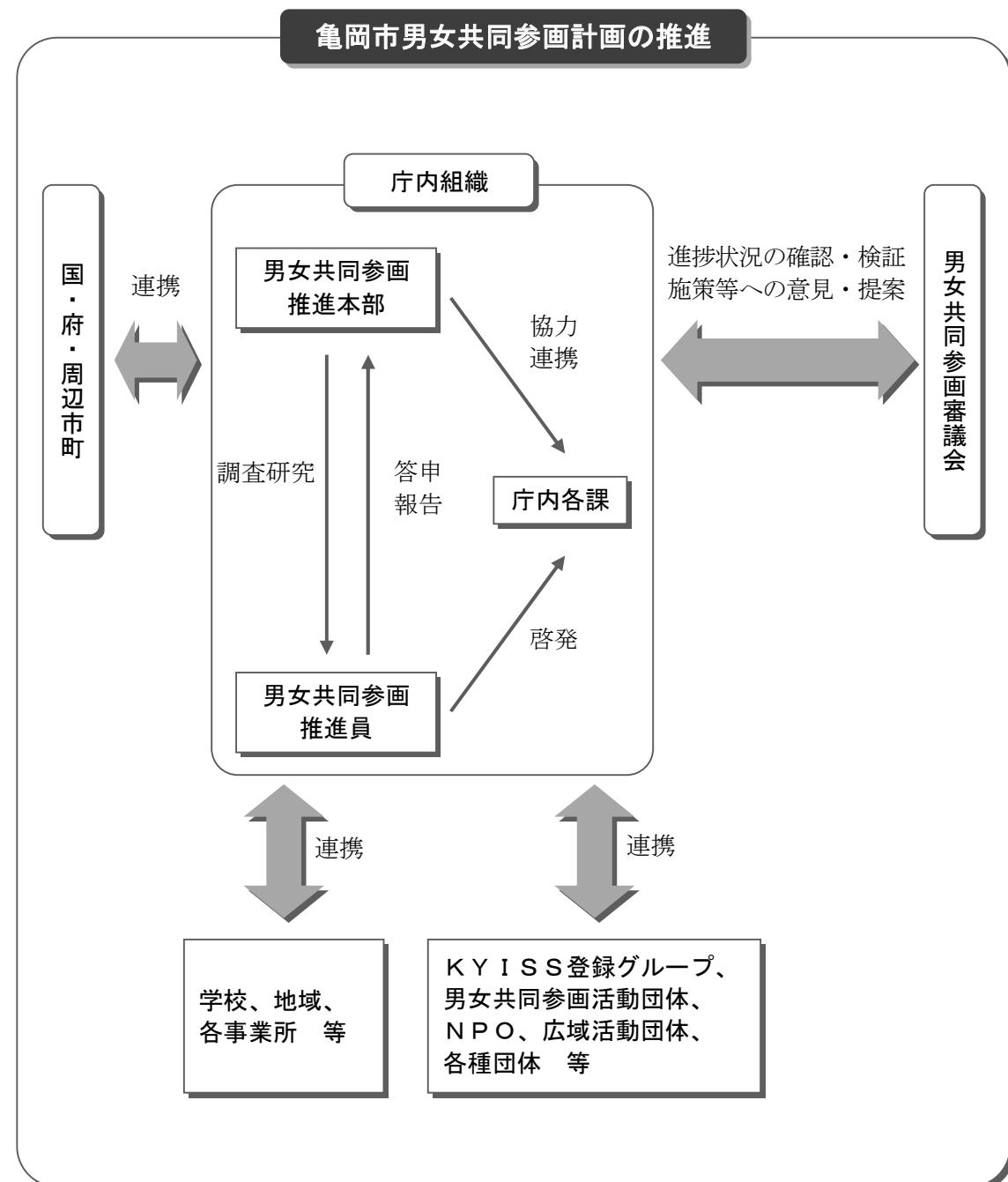
參考資料

計画策定までの主要経過

実施日	事項	内容
令和2年 2月7日	令和元年度第2回 亀岡市男女共同参 画審議会	(1)「男女共同参画に係る市民の意識と実態調 査」結果報告について (2)亀岡市男女共同参画計画体系（案）につい て
7月6日	亀岡市男女共同参 画推進員会議	(1)男女共同参画計画策定に向けた意見集約に ついて
11月26日	令和2年度第1回 亀岡市男女共同参 画審議会	(1)亀岡市男女共同参画計画（素案）につい て (2)亀岡市男女共同参画計画名称について
令和3年 3月3日	令和2年度第2回 亀岡市男女共同参 画審議会	(1)パブリックコメントの結果について (2)亀岡市男女共同参画計画（案）につい て (3)亀岡市男女共同参画計画名称について
3月22日	亀岡市男女共同参 画推進本部会議	「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参 画計画～」決定

計画の推進体制

ここでは、「重点プラン13 男女共同参画の実効性の確保」で述べたように、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するための全庁的な体制や市民・地域・学校・事業所・各種団体などとの連携を示します。



亀岡市男女共同参画審議会委員名簿

氏 名	所属・役職等	備 考
青木 恒文	亀岡市人権教育研究会(小学校長会)	苦情処理部会委員
荒木 昌幸	亀岡市自治会連合会幹事	(令和2年4月27日まで)
安藤 智美	NPO法人亀岡子育てネットワーク 副理事長	
浦本 博臣	連合京都亀岡地区協議会事務局	苦情処理部会委員
格畠 輝美	京都府女性の船「ステップあけぼの」 亀岡支部員	(令和2年7月25日まで)
川勝 啓史	亀岡商工会議所会頭	
川上 陽子	フェミニストカウンセラー	苦情処理部会職務代理者
児玉 泰子	女性人材登録者	(令和2年12月11日まで)
里内 友貴子	弁護士	苦情処理部会委員
谷奥 正憲	公募	(令和2年12月12日から)
玉記 道子	京都府女性の船「ステップあけぼの」 亀岡支部長	(令和2年8月27日から)
◎中村 彰	オフィスなかむら代表	
中村 正	立命館大学産業社会学部教授	
西村 満	亀岡市自治会連合会幹事	(令和2年4月27日から)
松井 由香里	女性人材登録者	(令和2年12月12日から)
○杜 恵美子	NPO法人亀岡人権交流センター理 事長	苦情処理部会長
渡辺 聖恵	公募	(令和2年12月11日まで)

※ ◎は会長、○は副会長

(敬称略)

男女共同参画を取り巻く社会の状況

世界・日本・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組				
	世 界	日 本	京都府	亀岡市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議 【第1回】 (メキシコシティ)			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	女性政策担当窓口設置 京都府婦人関係行政連絡会設置 京都府婦人問題協議会設置	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議【第2回】 (コペンハーゲン)			
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定	
1982年 (昭和57年)				
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議【第3回】 (ナイロビ)	「男女雇用機会均等法」公布		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)			「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画—KYOのあけぼのプラン」策定	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会			
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「新国内行動計画」第一次改定		
1993年 (平成5年)				「女性問題についての女性の意識調査」実施
1994年 (平成6年)		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議 (北京)	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		福祉部女性児童課福祉総務係で女性政策担当
1996年 (平成8年)		「男女共同参画社会2000年プラン」策定	「KYOのあけぼのプラン」改定 京都府女性総合センター設置（後に京都府男女共同参画センター（らら京都）に改称）	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正		「ゆう・あいプラン～亀岡市女性政策プラン～」策定 福祉部女性児童課女性政策係設置

世界・日本・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組				
	世 界	日 本	京都府	亀岡市
1998年 (平成10年)				「亀岡市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
1999年 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画社会基本法」公布		女性の相談ネットワーク会議発足
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布		企画管理部生涯学習室人権啓発課男女共同参画推進係設置 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	「新KYOのあけぼのプラン—京都府男女共同参画計画一」策定	「亀岡女性議会2001」開催 亀岡市男女共同参画推進本部設置
2002年 (平成14年)				「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」策定 「亀岡市男女共同参画条例」公布
2003年 (平成15年)		「労働基準法」改正 「次世代育成支援対策推進法」公布 「少子化社会対策基本法」公布		女性の相談室設置 亀岡市男女共同参画審議会設置
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「京都府男女共同参画推進条例」公布	亀岡市男女共同参画推進員設置
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (平成18年)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「男女雇用機会均等法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」実施
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定		
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 (平成21年)			「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定	「亀岡市男女共同参画に関する事業所調査」実施
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		

世界・日本・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組				
	世 界	日 本	京都府	亀岡市
2011年 (平成23年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足		「KYOのあけぼのプラン（第3次）一京都府男女共同参画計画一」策定	「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正		
2014年 (平成26年)	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定	
2015年 (平成27年)	第59回国連女性の地位委員会「北京+20」（ニューヨーク） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択（国連サミット）	「男女雇用機会均等法」改正 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定 日本初の同性パートナーシップ条例制定（渋谷区）		「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」実施
2016年 (平成28年)	「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意（G7伊勢・志摩サミット）	「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	「京都女性活躍応援計画」策定	「亀岡市イクボス宣言」
2017年 (平成29年)		「働き方改革実行計画」策定 刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）		
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布		
2019年 (令和元年)	W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 「京都女性活躍応援計画」改定	「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」実施
2020年 (令和2年)	第64回国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク）	「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021年 (令和3年)			「KYOのあけぼのプラン（第4次）一京都府男女共同参画計画一」策定	「ゆう・あい プラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」策定 「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」実施

亀岡市男女共同参画条例（平成14年 条例第29号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第18条）

第3章 男女共同参画審議会（第19条）

第4章 雜則（第20条）

附則

すべての人は、男女の性別にかかわらず平等であり、一人ひとりが大切な存在である。

男女は、個人として互いにその人格を尊重し、自分らしく生きることを認め合わなければならない。このことは、日本国憲法において基本的人権としてうたわれている。

しかしながら、依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行等が根強く残つておる、女性の意思決定の場への参画はまだ少ない。さらに家庭、職場及び地域社会においても女性の活動は正当に評価されているとはいえない。このことは、男女の多様な生き方の選択を妨げることにもなっている。

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現することは、21世紀を迎えたこの亀岡に新たな創造と活力を生み出し、真に調和のとれた豊かなまちを形成すると確信する。

私たち、亀岡市に住み、働き、学ぶ市民は、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市民参画と共に、この21世紀に男女共同参画の社会を築くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

（2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に對し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。

（4）事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定その他の活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動との両立ができるること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び府と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたり男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第19条第1項に規定する亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (推進体制)
- 第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (財政上の措置)
- 第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (調査研究)
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。
- (附属機関等における積極的改善措置)
- 第13条 市は、附屬機関等における委員の委嘱等に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。
- (実施状況の公表)
- 第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。
- (教育活動等の促進)
- 第15条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組の促進を図るものとする。
- (苦情の申出への対応)
- 第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるときは、市長に申出ができる。
- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。
- (相談の申出への対応)
- 第17条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談の申出について、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (活動の支援)
- 第18条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

- 第19条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、亀岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、第9条第2項及び第16条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成11年 法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることのかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることによると、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

ゆう・あいプラン2021
～亀岡市男女共同参画計画～